

地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第22号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構会計規程（平成22年4月1日規程第45号）
第27条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年（2024年）8月5日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理 事 長 小 高 咲

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和6年度において地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）
が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、
（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和6年8月5日に一般競争入札の公告を行う職員事務業務及び財務事務業務に係る労働者派遣契約

（2）資格

道総研に係る労働者派遣契約に関する資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

入札説明書「2 入札に付す事項」（3）①及び②のとおり

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「契約事務取扱規則」という。）第3条に規定する者でないこと。

（2）契約事務取扱規則第4条の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）北海道又は道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）暴力団関係事業者等でないこと。

（6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（7）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。

以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けている者であって、派遣元責任者が、札幌市内に所在していること。

(8) 派遣労働者が派遣先で取り扱う個人情報の保護に関し、次の方策を講じていること。

ア プライバシーマーク制度の認定を受けていること。

イ 内部規程の作成（就業規則等で規定されている場合を含む。）。

ウ 派遣労働者への教育、研修の実施

エ 派遣労働者からの誓約書等の徴収

(9) 令和6年4月1日を基準とし、過去2年以内に調達予定数量と同程度の一般事務の派遣を官公庁に対し行った実績がある者。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年8月5日（月）から令和6年8月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。郵送可。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
本部経営管理部財務グループ

イ 提出先の所在地 〒060-0819 北海道札幌市北区北19条西11丁目

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかになったときは、資格を失う。

(1) 上記2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。